

Q：新型コロナに罹患し、療養を終えて現在回復しているもののPCR検査を行っても陽性判定が続いていますが、陰性の結果になるまで日本に帰国・入国できないですか。

A：新型コロナに罹患し、療養を終えて現在回復しているにもかかわらず、PCR検査を何度行っても陽性判定が続いてしまう方で、以下1のいずれかに該当する場合には、以下2の書類をメールに添付のうえ、[管轄公館](#)にご相談（※）ください。なお、その他事情がある場合は、メール本文で簡潔にご説明ください。

在オークランド総領事館 : rcp@ac.mofa.go.jp、ryoji@ac.mofa.go.jp
在ニュージーランド日本国大使館 : consular@wl.mofa.go.jp
在クライストチャーチ領事事務所 : consular.chc@wl.mofa.go.jp

1 ①日本国籍の方、②在留資格保持者の方で再入国の場合、③日本国籍者・永住者の配偶者又は子の新規入国の場合など

2 ①旅券の人定事項ページの写し、②日本帰国・入国予定のフライト情報（eチケット写し等）、③コロナ陽性と判定された後に療養期間（7日間）を徒過し、新型コロナから回復している旨を記した医療機関等の診断書等（様式自由）、④新型コロナの療養期間終了後に、再度検査した結果が陽性となった検査結果（厚労省が有効と認める検体及び検査方法に限る https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html）

※ご相談をいただいてから回答するまでに最大5営業日程度かかりますので、特に帰国・入国予定日が接近している場合には、必ず必要書類をご準備の上、前広にご相談ください。